
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 501 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 501 回企業会計基準委員会（2023 年 5 月 16 日開催）において、ステップ 2 を採用する金融機関における直接償却の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（ステップ 2 を採用する金融機関における直接償却の取扱いに関する意見）

事務局の提案に賛成する意見

2. 事務局の分析及び直接償却に関する IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めを取り入れる提案に賛成する。なお、現行実務では直接償却を債務者単位で行っているため、IFRS 第 9 号の定めを取り入れた場合には相対的アプローチに基づく債権単位の考え方に照らした整理などが必要となり、金融機関の間で実務への適用にばらつきが生じる可能性がある。そのため、財務諸表の比較可能性を確保する観点から、関係者の目線を合わせるための対応を検討する必要があると考える。
3. ステップ 2 では国際的な比較可能性を確保することを目的としており、直接償却について IFRS 第 9 号と異なる定めを設ける理由はないと考えるため、事務局の提案に賛成する。IFRS 第 9 号の定めを取り入れる場合には、企業の判断次第で現行の実務が変わり得る領域については教育文書等で示すことが望ましいと考える。
4. 事務局の提案に賛成する。IFRS 第 9 号の定めを取り入れる場合には、財務諸表の比較可能性を確保するため、金融機関における実務の目線を合わせるための対応を行うこと、直接償却に関する IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の定めを取り入れて開示を充実させることが必要と考える。
5. 事務局の提案に賛成する。IFRS 第 9 号と金融商品会計基準等¹を比較すると、文言上は

¹ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委

IFRS 第9号の方がより早い段階で直接減額することを要求しているように読めるが、事務局による分析のとおり、最終的には企業の判断に基づくため、現行の実務からの乖離が生じるとは限らないと考える。

その他の意見

6. 貸倒引当金と直接償却の会計処理について、貸倒引当金については回収可能性が高まった場合には戻入益が計上されるが、直接償却された場合は入金等が行われるまでは利益が認識されないという点で異なるとの理解で良いか確認したい。

以 上